1．登録試験実施機関の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
船舶料理士登録試験実施機関第１号
船員災害防止協会
会長　菊地　　剛
東京都千代田区麹町４丁目５番地
2．変更しようとする事項
登録試験実施機関の代表者の氏名
変更前：菊地　　剛
変更後：森本　靖之
3．変更しようとする日　平成24年５月26日
4．変更の理由　平成24年５月26日付け会長交代のため。

安全担当者登録講習実施機関の休止

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第83条の規定に基づく休止の届出が次の者からあったので、同規則第91条第３号の規定に基づき公示する。

平成 24 年７月 30 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1．登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
安全担当者登録講習実施機関第２号
船員災害防止協会
会長　森本　靖之
東京都千代田区麹町４丁目５番地
2．休止しようとする日　平成24年６月１日
3．休止しようとする期間　１カ年
4．休止の理由　受講生僅少のため。

甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の休止

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の６の21の規定において準用する第77条の６の８の規定に基づく休止の届出が次の者からあったので、同規則第77条の６の21の規定において準用する第77条の６の16第３号の規定に基づき公示する。

平成 24 年７月 30 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1．登録学科講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関第２号
船員災害防止協会
会長　森本　靖之
東京都千代田区麹町４丁目５番地
2．休止しようとする日　平成24年６月１日
3．休止しようとする期間　１カ年
4．休止の理由　受講生僅少のため。

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

交通政策審議会は、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成23年国土交通省最低賃金公示第３号）及び漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成23年国土交通省最低賃金公示第３号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から２週間以内に国土交通省海事局海事人材政策課「郵便番号100―8918 東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

1　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる漁船に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について
2　適用する地域　全国
3　適用する使用者　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、次の各号に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
⑴　遠洋まぐろ漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第８号に掲げる漁業のうち、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするものをいう。）
⑵　大型いか釣り漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第６号)第１項第13号に掲げる漁業のうち、総トン数185トン以上の動力漁船により、釣りによっていかをとることを目的とする漁業をいう。）

平成 24 年７月 30 日

交通政策審議会会長　佐和　隆光

公　告

諮　詢　庁

移送取扱所の使用停止命令の解除の公示

消防法（昭和23年法律第186号）第12条の３第１項の規定による命令を解除したので、次のとおり公示する。

平成 24 年７月 30 日　総務大臣　川端　達夫

1　命令を解除した年月日　平成24年７月９日
2　命令の解除を受けた者の事業所、代表者の氏名、所在地及び許可番号　三井化学株式会社岩国大竹工場　原　　茂　山口県玖珂郡和木町和木六丁目一番二号　設置許可　昭和49年４月30日（岩国地区消防組合）第743号（大竹市）第386号
3　解除の理由　上記移送取扱所が消防法第10条第４項の技術上の基準に適合しており、公共の安全の維持及び災害の発生防止が確保されたため。

工 場 財 団

青森県八戸市沼館三丁目６番48号**八戸ガス株式会社**の工場財団に青森県八戸市沼館三丁目５番地６号八戸ガス株式会社ガス工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年７月 30 日

青森地方法務局八戸支局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第５０２２号
山口県下関市豊北町大字角島2181番地
申立人　永野　美香
本籍山口県豊浦郡豊北町大字角島2307番地、最後の住所不明、死亡の場所山口県豊浦郡豊浦町、死亡年月日平成２年６月29日、出生の場所島根県周吉郡今津村、出生年月日明治34年６月14日、職業不詳
被相続人　亡　青野　芳惠
山口県下関市観音崎町12番10号太陽生命下関ビル５階
相続財産管理人　弁護士　島田　直行
山口家庭裁判所下関支部

平成２４年（家）第１１５号
大阪府豊中市寺内２丁目３番７―1204号
申立人　藤本　昭年
本籍香川県善通寺市金蔵寺町867番地、最後の住所香川県善通寺市善通寺町2070番地８、死亡の場所香川県丸亀市、死亡年月日平成22年12月19日、出生の場所香川県善通寺市、出生年月日大正８年11月12日、職業無職
被相続人　亡　亀山フジエ
香川県丸亀市川西町北487番地４
相続財産管理人　村山　敬一
高松家庭裁判所丸亀支部

平成２４年（家）第６０７号
愛媛県松山市南堀端町１番地
申立人　株式会社伊予銀行
本籍愛媛県東温市北方447番地、最後の住所愛媛県東温市北方981番地１、死亡の場所愛媛県東温市、死亡年月日平成24年２月24日、出生の場所愛媛県東宇和郡宇和町、出生年月日昭和45年７月６日、職業自営業
被相続人　亡　野口　英樹
愛媛県松山市味酒町２丁目15番地２
相続財産管理人　司法書士　中谷　　匡
松山家庭裁判所

平成２４年（家）第１３０５号
大分県大分市大字中尾619番地の２
申立人　三浦　雅彦
本籍大分県大分市大字中尾855番地、最後の住所不詳、死亡の場所大分県大分市、死亡年月日昭和53年４月５日、出生の場所大分県大分郡賀来村、出生年月日昭和２年10月９日、職業不詳
被相続人　亡　安部俊次郎
事務所大分県大分市城崎町２丁目１番５号城崎司法ビル201号
相続財産管理人　山本すみれ
大分家庭裁判所